平成２６年（フ）第１７８７号
名古屋市南区鳴尾１丁目322番地　ウィルモア鳴尾201号
債務者　鈴木カンナ（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９８号
熊本市東区八反田２丁目15番14号　ラーク303、前住所熊本市西区松尾町上松尾212番地５
債務者　松本　真梨
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０３号
山口県周南市新地２丁目４番10号　新地ハイツ203号
債務者　河岡　重明
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第６０８号
熊本市東区尾ノ上１丁目29番１―305号
債務者　林　亜希子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９号
山口市大内矢田北６丁目10番２号、前住所広島県広島市安芸区矢野町4200番地
債務者　酒井　祐志
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５２０号
東京都練馬区上石神井３丁目34―21―105
債務者　三手木　聡
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５７９号
千葉県松戸市五香南２丁目８―31―101
債務者　富樫　一裕
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５８０号
東京都北区王子２丁目22―３―502
債務者　三浦　道子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６２５号
東京都江戸川区瑞江２丁目６―11―502
債務者　石原美智子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６４６号
東京都板橋区赤塚３丁目19―18―208　スカイコート成増第２
債務者　小山内篤紀
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６４７号
東京都板橋区三園１丁目44―25―107
債務者　杉山　達夫
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６４９号
千葉県千葉市花見川区幕張町６丁目102―６―205
債務者　関本　麗子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６５０号
東京都板橋区坂下１丁目38―16―401
債務者　清家　直美
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６５１号
東京都台東区花川戸１丁目15―４　林方201
債務者　酒井三恵子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６５４号
東京都目黒区大岡山１丁目４―10―207
債務者　佐藤　祐子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６５７号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目４―21　市川荘２
債務者　齊藤　信子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部